

# スポーツNPOに関する一考察

## はじめに

平成 10 (1998) 年 12 月、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進」を目的とした特定非営利活動促進法 (NPO 法) が施行された。現在までの 5 年余りの期間で NPO 法人の認証数 (1998/12/01 ~ 2004/02/29 累計) は、すでに 15,578 団体に達している。この内、本県においては 1.4% にあたる 219 団体が登録されている。また、本県及び全国の分野別の登録数 (平成 16 年 1 月 6 日現在) は以下のようになっている。

特定非営利活動の分野 (右記数値は複数回答)	三重県 登録数	全 国	
		登録数	割合%
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	140	8,512	58.07
社会教育の推進を図る活動	130	6,955	47.45
まちづくりの推進を図る活動	118	5,742	39.18
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	59	4,485	30.6
環境の保全を図る活動	77	4,285	29.24
災害救援活動	14	1,041	7.1
地域安全活動	16	1,257	8.58
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	39	2,301	15.7
国際協力の活動	28	3,410	23.27
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	20	1,390	9.48
子どもの健全育成を図る活動	99	5,633	38.43
情報化社会の発展を図る活動	1	365	2.49
科学技術の振興を図る活動	1	171	1.17
経済活動の活性化を図る活動	1	434	2.96
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2	464	3.17
消費者の保護を図る活動	0	193	1.32
団体の運営又は活動に関する連絡、助言・援助の活動	78	6,033	41.16

このように近年、全国で NPO が注目されているが、このことについて石川県 NPO 活動支援センターは次のように応えている。

行政に比べて小回りがきき機動性に勝る民間非営利団体は、個別の活動だけを見れば範囲は限られているかもしれませんが、全体としてみれば、行政での対応が難しい分野をカバーしつつ、行政とともに公益を担っていく可能性を持っていると言えます。

今までは、社会は行政と企業によって支えられていると考えられてきました。つまり、行政は公益の分野を、企業は利益追求の分野を担っていたわけです。しかし民間非営利部門がこの二つの勢力と並ぶ第三の勢力として成長し、行政と並んで公益を担う力を持つようになれば、市民主体の社会の実現に大きく役立つでしょう。

この第三勢力の担い手として、NPO に期待が集まっているわけです。

このように、今日の社会を担っている行政と企業に加え、これらの NPO の活躍が今後、第三の勢力の担い手として期待されているが、わが国の社会では NPO についての研究はまだ始まったばかりで、ごく初期の段階といえる。

このことから本研究は、生活の中で身近にあるスポーツや健康に係る活動を行う NPO (スポーツ NPO 等：地域スポーツ) を対象として研究を行うこととした。研究の目的は、実際のスポーツ NPO の立ち上げ作業や組織づくりなどから、スポーツ NPO 等と私たちの生活との連携・協力等の展開の在り方について示唆を得ることにある。

## 地域スポーツの現状

### 1 NPOとは

NPO は、Nonprofit Organizations (民間非営利組織) の略で、その活動について管轄する内閣府はその趣旨を次のように説明している<sup>1)</sup>。

NPO 法は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO 法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっている。

この制度を所轄する各都道府県では、これらの活動を推進するため、各ホームページ等でその内容等を紹介している。例えば本県では、NPO の定義を次のように定めている<sup>2)</sup>。

NPOとは「営利を目的とせず、公益活動（社会貢献活動）を、組織的・継続的に行う民間の組織体（法人格は問わない）」です。（任意団体が「NPO」と名乗るに当たって制限はなく、役所等への登録義務もありません。ただし、「NPO 法人（特定非営利活動法人）」は、所轄庁の認証・法務局への登記がないと名乗れません。）

広義のNPOの団体例

公益法人（社団法人、財団法人）、社会福祉法人  
学校法人、農協、生協

狭義のNPOの団体例（市民活動団体）

NPO法人、ボランティア(NPO)団体等

また、各都道府県が行うNPOの説明の中で、例えば、石川県では分かりやすくボランティアとNPOの違いを以下のように補足している<sup>3)</sup>。

「ボランティア＝個人」「NPO＝組織」というイメージを持つと分かりやすいでしょう。

有志が集まって時々道路や公園の空き缶を回収している場合、これはたしかにボランティアですが、NPOとは言いません。では、活動が定例化してきたらどうでしょうか。会の名前をつけたり、メンバーの名簿をついたり、活動内容を文章にまとめたりするようになるでしょう。この段階になるとボランティア団体や、ボランティアグループと呼ばれることが多いようです。さらに活動が発展して、会則を定めたり、総会や役員会を開いたり、代表者や事務局長を置いたりするようになると、これはNPOといえるでしょう。

NPOは、まず組織であるということが大前提になります。会則がある、代表者がいる、事務局機能がある、団体のお金は独立して経理されているなど、組織としての実態が目に見える形で整えられていて、営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的、継続的に行っている民間団体はNPOと言えるでしょう。

自らの意思で社会のために何かをしようという部分では重なるところもありますが、ボランティアとNPOは、一応、別のものだと考えた方がよいでしょう。ボランティアは自発的に活動している人、NPOは組織的、継続的に活動している非営利の団体、ということです。

特定非営利活動法人の設立認証申請に関わっては、設立認証申請書とともに次の10種類の書類を所轄庁へ提出し、審査を受ける必要がある。提出する書類は所定の書式があり、各所轄庁のホームページでダウンロードできるようになっている。また、所轄庁には縦覧できる書類もあるので参考にすることもできる（本県では津駅前アスト津3F）。

定 款

役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

各役員が法第20条各号と第21条に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

各役員の住所又は居所を証する書面（住民票、外国人登録済証明書等 \*写し不可）

社員名簿（10人以上の社員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

法第2条第2項第2号と第12条第1項第3号に該当することの確認書

設立趣旨書

設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

設立当初の事業年度の事業計画書と設立の翌事業年度の事業計画書

設立当初の事業年度の収支予算書と設立の翌事業年度の収支予算書\*

上記、設立趣旨書については、以下のように前半部分が目的や事業に係る社会情勢や問題点が示され、後半部分には事業の必要性や思い等を記載することになっている。

【趣旨】 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点

法人の行う事業が不特定かつ多数のものに利益に寄与するゆえん

法人格が必要となった理由

【申請に至るまでの経過】

法人の設立を發起し、申請するに至った動機や経緯（活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容）

本研究の対象であるスポーツや健康に特化したNPOの民間団体をみると（図1）、2003年12月1日現在の申請・認証数では全国で1,379団体に上っている<sup>4)</sup>などスポーツNPOのニーズも高まっているといえる。

北海道 47	神奈川県 76	大阪府 154	福岡県 40
青森県 5	新潟県 12	兵庫県 65	佐賀県 4
岩手県 8	富山県 9	奈良県 5	長崎県 7
宮城県 25	石川県 3	和歌山県 10	熊本県 18
秋田県 7	福井県 6	鳥取県 11	大分県 15
山形県 15	山梨県 10	島根県 1	宮崎県 9
福島県 17	長野県 21	岡山県 10	鹿児島県 17
茨城県 17	愛知県 39	広島県 20	沖縄県 10
栃木県 8	岐阜県 16	山口県 6	
群馬県 25	三重県 19	徳島県 4	内閣総理大臣所轄分 150
埼玉県 38	静岡県 43	香川県 6	
千葉県 49	滋賀県 5	愛媛県 10	
東京都 258	京都府 25	高知県 4	計 1379

図1 スポーツに関わる事業を行うNPO団体

## 2 スポーツNPOの認証と設立条件

スポーツや健康に関わって、組織的、継続的に活動している非営利の団体であるスポーツNPOの可能性や課題について、間野義之・仲伏達也らは以下のように述べている<sup>5)</sup>。

ドイツ(フェライン法)では7人、フランス(アソシエーション法)では2人以上でスポーツクラブを結成できるが、NPO法成立により、わが国でも10人以上が集まり、「文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」として、不特定多数の利益増進に寄与する場合はNPOとして認証される。認証は知事(または経済企画庁長官)が行い、比較的簡便に法人格を取得できる。また認証が済めば、税法上の特典を受けることができる。... 中略...

NPOという法人格を得ることのメリットとしては、一部の特定グループを対象にしたものではなく、公共的な活動を行う単体として地域スポーツクラブの社会的認知を高め、税制も含めた公共支援が受けやすくなることや公共サービスの代替者としての信用を得ることが挙げられる。さらに、事業を拡大する際にも資金調達の見込みが広がることになる。

スポーツNPOは、既存の団体やサークルの法人化もさることながら、わが国の場合、地域への多様なスポーツサービスの供給主体となることを期待したい。NPOは無償奉仕の仕組みでなく、サービスの対価を受け取り、人件費や経費を支払うことが可能であり、また、発生した収益は会員への配当以外であれば、他の活動へと繰り入れることもできる。これまでのクラブやサークル活動の延長線上ではなく、「非営利組織の運営」の視点にたち、多様で質の高いスポーツサービスを、多くの住民に、適正な対価のもとに供給することが求められている。

野間らは同書の中でスポーツNPOの設立促進(地域スポーツクラブサービス)について、次の二点を訴えている。

地域スポーツクラブは、地域にスポーツ文化を普及・定着させることになる。  
地域スポーツクラブは、多くの住民に多様なスポーツへの関わり(例えば、する、みる、きわめる、まなぶ、ささえる等)の機会を提供するための組織へと移行する必要がある。

また、黒須 充とともに1997年、クラブネット(当時はクラブネット)を構想し、1999年に立ち上げた水上博司は、『総合型地域スポーツクラブづくりは長期的なビジョンの中で進められ

なければならない』ことを次のように訴えている<sup>6)</sup>。

どんな総合型地域スポーツクラブにするのか、地域の実情に合わせた理念やビジョンづくりに大いに時間をかけて話し合うべきであろう。

総合型地域スポーツクラブ設立の条件

<理念やビジョンづくりに向けて>

- (1)親睦と社交を最優先
- (2)クラブの公共性
- (3)住民の自発的・自治的運営
- (4)日常生活圏域の会員
- (5)多世代の仲間
- (6)継続できるスポーツ活動
- (7)低料金の会費
- (8)クラブハウスの所有
- (9)公共スポーツ施設の運営受託
- (10)地域住民の指導者

本研究においては、私たちの生活との連携・協力等の展開について示唆を得るため、間野・仲伏、及び水上らがいうスポーツNPO等が捉えている新しいスポーツ・健康の形を視野に入れ、実際のスポーツNPOの立ち上げ作業や組織づくりなどから、今日的な地域スポーツの現状を把握することとした。

## 3 スポーツNPOの展開

三重県教育委員会は、2002年3月に第4次三重県スポーツ振興計画を策定し、総合型地域スポーツクラブの拠点整備を推進展開中である。なお、本県は総合型地域スポーツクラブを次のように定義している<sup>7)</sup>。

複数の種目が用意されている。

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。

活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。

本県の総合型地域スポーツクラブ育成団体(民間、自治体を含む)は、以下の通りである。

元気クラブ大安(いなべ市)

四日市市

川越 FAG クラブ (川越町)

河曲っ子チャレンジクラブ (鈴鹿市)

旭が丘スポーツクラブ (鈴鹿市)

稲生文化・スポーツクラブ (鈴鹿市)

若松 Jr.ふれあいクラブ (鈴鹿市)

楠スポーツクラブ (仮) (楠町)

かわげスポーツクラブ (仮) (河芸町)

あのをスポーツクラブ (安濃町)

西橋内文化・スポーツクラブ (津市)

橋南スポーツクラブ (仮) (津市)

久居市 (小学校区など7地区)

大井キッズクラブ (一志町)

嬉野町

明和スポーツクラブ (明和町)

勢和スポーツクラブ (勢和村)

宮川スポーツクラブ (宮川村)

いすずウキウキクラブ (伊勢市)

厚生総合型地域スポーツクラブ (仮) (伊勢市)

北浜総合型地域スポーツクラブ (仮) (伊勢市)

みそのスポレククラブ (御園村)

いそべスポーツクラブ (磯部)

浜島町

志摩町スポーツクラブ (仮) (志摩町)

名張市

くまの健康スポーツクラブ (熊野市)

KIWA スポーツクラブ (紀和町)

みはまスポーツクラブ (御浜町)

紀宝スポーツクラブ (紀宝町)

うどのスポーツクラブ (鵜殿村)

上記の内から、2つの総合型地域スポーツクラブについて、その概要を次に示す。

#### 【元気クラブ大安 (いなべ市) について】

本クラブは、行政との協働のもとに、地域の自治会、ママさんバレーチーム、スポーツ少年団、地元密着の武道サークル、野球サークルなどが一体となって活動できるように設立された。

このことから本クラブは、スポーツ・文化の

コミュニティ拠点を支える「総合型地域スポーツ文化クラブ」として活動するという、地域づくりの一環として位置づけられている。特徴的なこととして、自治会の協力を仰ぎ、広く住民全体のスポーツ文化の実践に応えることができる点にある。

なお、大安町 (現在は、いなべ市) は、2001年に町独自の健康体験プログラムを開発し、「元気づくり」に本格的に取り組んできた経緯がある。また、この健康体験プログラムの開発から総合型地域スポーツクラブづくりに至る取り組みには、厚生労働省の「健康日本21」と文部科学省の「総合型地域スポーツクラブ」、さらに本県の「ヘルシーピープルみえ・21」の3事業をリンクさせるなど、地域全体をまとめ、新たなスポーツ文化を創出しようとした行政のリーダーシップがある。

#### 【あのをスポーツクラブ (安濃町)】

住民アンケートなどで得られた地域住民の健康・スポーツ実践についての課題 (少子化・指導者不足等によるスポ少や学校部活動の低迷、成人スポーツ団体への新規加入者の減少、中高年層のスポーツニーズへの対応等) の解決に向け、地域住民にあったスポーツ振興計画が策定された。これらの課題を自ら持つ既存の地域スポーツの指導者や、県内有数の体育施設を持つ地元の自治体が協働参画して、スポーツNPO 法人化も視野に入れた総合型地域スポーツクラブづくりを行った。

運動やスポーツを通じた活動は多岐にわたり、イベント活動、コミュニティ活動、スクール・教室活動、研修会活動、サークル活動、広報活動などを年間を通して行っている。参加対象は、幼児から高齢者に至る各年代層で、多世代合同、あるいはレクリエーション志向や健康志向、競技志向などの個人の志向にあった活動を保障している。また、実技指導者に向けた研修会を開催し、技能向上を図ったり、選手向け講習会を行ったりして、会員一人ひとりの課題に応えている。(詳細: 後述参照)

次項においては、地域スポーツクラブづくりの現場から、実際の設立作業や組織づくりの課題について述べることにする。

## 地域スポーツクラブの実践例

### 1 実践1：スポーツクラブ設立までの概要 (「あのうスポーツクラブ」における研究協力員のAさんの取り組み)

公立小中学校の教諭として勤務する一方、22年間、安濃町体育指導委員として関わってきた。平成13年度からは「あのうスポーツクラブ」の設立に向けての取り組みに参画してきたことから、その流れや概要、課題について紹介する。

#### (1) 安濃町スポーツ振興基本計画の策定

安濃町では、昭和52年町制施行以来、教育委員会が主体となり、様々なスポーツ振興事業や「安濃町体育館」、「安濃球場」などのスポーツ施設の整備等を行ってきた。また、町体育協会、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成・強化をめざして支援をしてきたが、近年、運動・スポーツに関する住民意識の多様化や高齢化社会への突入、余暇時間の増大などにより、趣味や楽しみを中心とした生活の質的向上をめざした健康・スポーツ志向が高まってきている。

このように安濃町を取り巻く社会情勢も変化し、これらに対応するためにも新たな施策の展開が必要になってきた。平成14年度町体育指導委員会(兼スポーツ振興計画審議会)を中心として、文部科学省が策定した「スポーツ振興基本計画」に沿って「安濃町スポーツ振興基本計画」の策定を行った。

#### (2) 設立に向けた基盤：町体育指導委員会

町体育指導委員会(以下、「町体指」という)は、町内4小学校の代表教諭と中学校の体育担当教諭及び各校区担当の住民(計15名)と教育委員会事務局で組織され、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19

条第2項の規定に基づき町民のスポーツ振興を図るための職務を行い、町より(地域のスポーツコーディネーターとしての役割と社会的信望がある者)委嘱された非常勤公務員である。各学校区でのスポーツ活動の現状やスポーツ少年団等における子どもたちの運動能力や意識の変容などを話し合いながら各種の事業に取り組んでいる。町体指の研修では、平成13年度から総合型地域スポーツクラブの県内外先進地へ視察に出向いている。昨年は、兵庫県のNPO法人加古川スポーツセンター視察で施設運営などについて研修した。

#### (3) 町民への生涯スポーツ・アンケート

町民を対象に小学生、中学生、高校一般、高齢者(70歳以上)の年齢層別の運動意識調査を平成14年7月以降実施した。町民のスポーツへの関心度や各種イベントなどへの参加についての意見集約と実態把握を行い、スポーツ振興基本計画策定の資料とした。

アンケート結果は以下の通りであった

ア) 安濃町において15歳以上80歳未満の方の週1回以上のスポーツ実施率(運動の割合グラフ)は、27%(週3日以上13%、週1~2日14%)で、全国平均約35%を下回っている。第4次安濃町総合計画では、年少人口(14歳以下)は年々減少傾向にあり、逆に老年人口(65歳以上)は年々増加傾向にある。今後、ますます高齢化する人口バランスや多様化する住民のニーズに対応するためにも、スポーツを各ライフスタイルに応じて展開していくことが必要である。

イ) 意識調査の中で「各自のスポーツの欲求を満たし、地域交流の場となるようなスポーツクラブがあれば加入するか」という設問について、57%の人が「加入したい(12%)」「できれば加入したい(45

%)」と加入の意思を示している。年代別に見ると、加入意思を示す人は、10代(38%)70代(45%)では低くなっているが、20代(64%)、60代(68%)では平均値を上回っている。小・中学生の調査では、小学生の場合スポーツクラブへの加入意思は、「行きたい(31%)」「時間があれば行きたい(53%)」と加入意思を示す割合は84%に上る。中学生では、「行きたい(26%)」「時間があれば行きたい(46%)」と72%に上る。しかし、小・中学生の場合はスポーツ少年団活動や学校の部活動、勉強、習い事等で忙しく生活していることも調査の中からわかった。

ウ) スポーツクラブでやってみたい種目として多かったのは次の通りである。

小・中学生10代,20代は競技的なスポーツを好む傾向にあり、40代以降は健康づくりを目指した種目を好む傾向にある。このように年代によってスポーツのニーズも違ってくる。また、楽しむスポーツや親子でふれあえるスポーツといった気軽に楽しめるスポーツを好む傾向も年々増えてきている。

年代	多かった種目
10代	テニス、サッカー、バスケットボール
20代	サッカー、バドミントン、バスケットボール、バレーボール
30代	バドミントン、テニス
40代	テニス、水泳、ゴルフ、ソフトボール
50代	ウォーキング、テニス、卓球、水泳、ゴルフ
60代	卓球、グランドゴルフ、軽スポーツ、ゴルフ、登山、バターゴルフ
70代	健康体操、健康ウォーキング

エ) 町内のスポーツの課題については、町内のスポーツ団体、学校体育の活動状況などを見ても、上記のような町民のニーズを満足させるまでにはいたっていない。今後、町民全体の健康維持

や体力づくりのために、地域住民の交流を兼ねた安濃町のスポーツ振興を図っていく必要がある。

#### (4) スポーツ振興計画策定の意見交換会

平成14年度より町体育協会とスポーツ少年団と小・中学校教諭及び町体育指導委員の各代表者によるスポーツ振興基本計画策定のための意見交換会を11月以降4回開催した。その中では、スポ少年団・学校の部活動の状況、及び児童生徒の体力低下などが学校関係者から報告があった。また、住民の意識調査結果や各地区の体育振興会の現状など地域差があることがわかった。

#### (5) 総合型地域スポーツクラブの試行:

##### スポレク・クラブの教室開催

平成14年度より小・中学生を対象とした運動競技教室を教育委員会主催で年間10回(毎月土曜日)開催した。「総合型地域スポーツクラブ」のモデル事業の一環として位置づけ、陸上競技・テニス・ソフトバレーボール・ニュースポーツについて、学校の体育教師や体育協会のコーチ及び町体指などが教室の指導者として係った。参加者は、部活動の初心者や各校で部活・クラブに参加してない子どもや競技力向上を目的にした者など様々である。翌年からは町民の希望も多数あり一般(親子・シルバー含む)対象に範囲を拡大した。陸上競技クラブは40名が「楽しい陸上競技いい汗流そう」をモットーに6歳児から55歳の女性まで一緒に活動している。中学生においては、学校の陸上部活動が指導者不在のため競技指導を重点に置き実施した。

また、健康づくりの「健康ウォーキング」教室(ナイト7:30~9:00)では中高年齢者を対象に10回開催して町周辺の専用ロードを40名が元気よく歩いて楽しく談笑しながら取り組んだ。

#### (6) 総合型地域スポーツクラブ準備事務局

### 会（ワーキンググループ）

「安濃町スポーツ振興基本計画」に基づき、「総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」の設立にむけて、各関係団体の協力理解と説明会を実施した。町体育協会（会長・副会長） スポ少年団（会長・副会長） 町体指（委員長・副委員長） 教委（事務局）のメンバーで構成したワーキンググループは、総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の人選や趣旨及びクラブ概要について検討委員会を4回開催した。4月には「総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」を発足することができた。

### （7）あのをスポーツクラブ設立準備委員会

設立準備委員会は、学識経験者・町体育協会・スポーツ少年団・体育指導委員・学校（小・中）・PTA代表・健康づくり推進員・食生活改善推進委員・公民館長・行政（保健福祉課・社会教育課）の代表者18名で構成した。各団体機関との共通理解の場においては、町民の健康維持・競技力向上に向けた闊達な意見が出され、児童生徒の実態や町民のスポーツへの意識とイベント参加状況についての意見も出された。このように関係機関で連携を取りながら、各種の事業に参画することなどを確認し合い、11回の委員会を開催した。

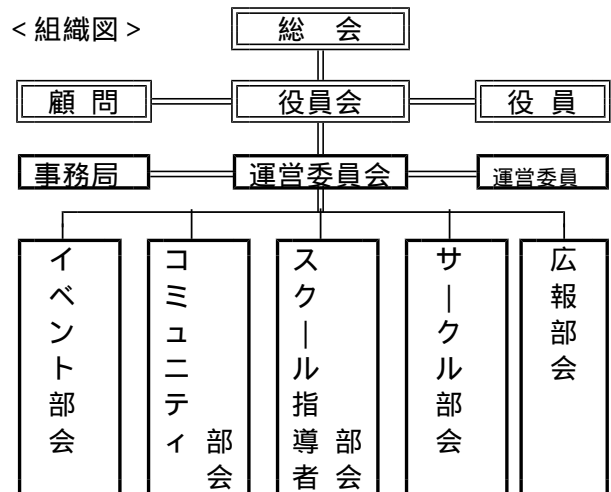
また、町体指との合同県外視察では、愛知県西春町「かもだスポーツクラブ」の視察研修を行い、学校施設の利用開放（平日含む）と教育現場（カリキュラム編成と時間割）との連携した取組みや地域住民の協働でクラブ運営しているとの報告を受けた。

### （8）あのをスポーツクラブ（ASC）設立 総会

平成16年2月20日（金）午後7時から安濃町中央総合運動公園内体育館会議室にて町長、議長、教育委員長、教育長の来賓出席の下、「あのをスポーツ・クラブ」設立総

会が開催された。開会宣言・クラブ設立趣旨説明など準備委員会代表による規約・役員選出・活動事業計画案・収支予算案について提案され設立賛同者全員の承認を受け可決された。また、3月のクラブ運営委員会では、事業推進の細部について検討し、平成16年4月より「あのをスポーツクラブ」事業開始とした。クラブ会員の募集については3月上旬の町広報に要項を配布して開始したが、町外からの問い合わせが多くあった。津市や近隣市町村の市町村合併が行われ平成17年1月には、新市「津市」が誕生することから、地域のスポーツ振興のモデルとしてあのをスポーツクラブが大きく発展することを願っている。

なお、本クラブの組織図については、次の通りとした。



### （9）スポーツ団体・組織等の充実と連携に係る現状と課題

意識調査では、「スポーツ団体に所属していない」と答えた人は74%に上る。10代では、中学校の部活動に加入している割合が多いが、学校を離れる20代以降は、「所属していない」と答える人の割合が多くなる。一方、60代以降では、自主サークルを中心に加入しゲートボールやグラウンドゴルフを楽しむ姿がある。

現在、成人対象のスポーツ組織には町体

育協会に12団体(軟式野球、ソフトボール、スキー、剣道、テニス、バドミントン、ラッニング、バレーボール、卓球、ゲートボール、エアロビクス、バスケットボール)が加盟し、定期的に活動している。小学生対象のスポーツ団体としてスポーツ少年団には、ソフトボール4団体、ミニバスケットボール3団体、バレーボール1団体の3種目8団体が加盟し、活動を行っている。中学校体育団体として、中学校の部活動には軟式野球、女子ソフトボール、サッカー、男女バレーボール、女子バスケットボール、男女卓球、剣道、柔道、陸上競技がある。これらのスポーツ団体・組織等は、日頃それぞれの活動を精力的に行っているが、前述したようにスポーツ団体への加入率は低下傾向にあり、各競技スポーツ人口の拡大に各団体が努力する必要がある。

学校週5日制に伴う土・日曜日の子どもたちの居場所づくり、あるいは学校部活動の指導者不足による活動縮小や外部指導者の活用などへの対応策の検討に向け、現在、教育委員会と学校等が連携し、スポーツクラブの活動を一部、試行的に実施している。また、各団体(スポーツ少年団・体育協会・町体指・学校・教委)においては指導者間の連携を通じて、競技力向上や町民の健康維持・体力向上に寄与する自主的活動への協働が今後期待されるところである。

#### (10)地域のスポーツ振興の課題と今後予想される課題

##### ア)学校現場から

部活動の冬場の活動時間が16:00下校のため少ない。

部活動を地域スポーツと連携させて生涯にわたってスポーツが楽しめるようにする。

外部指導者の採用等により、スポーツ環境(スポ少、中学校、高校、大学、企業、地域など)を充実させる。

部活動の指導の限界 専門的に指導できない現状もあり、スポーツ指導者協議会等の活用を図る。

##### イ)地域現場から

地域での指導の連携 一貫指導(幼児から高校生・一般まで)や認定資格制度の活用(公認スポーツ指導者協議会組織の活用と登録制)

中学校卒業後のスポーツ実施の二極化が顕著であることから、地域の青少年育成会でのスポーツレクリエーションリーダーの育成

選手づくりに対応する指導者の養成。

楽しんでできる場と技術を追求する場の設定、あるいは低学年の子どもたちや高齢者との三世代交流

「健康」「スポーツ」に携わる事業企画への関係機関などの連携(公民館事業・保健福祉・健康推進委員・地域)

スポーツに縁遠い人へのアプローチの仕方・・・初心者への参加を呼びかける工夫

スポーツクラブ運営スタッフ養成と人づくり・・・会員募集とPR活動、スポーツ・ボランティア

#### 2 実践2：学校発信型のスポーツNPOの組織づくり(B高等学校における研究協力員のCさんの取り組み)

本校で実施している柔道教室は、10年ほどの歴史を持つ小学生を中心としたクラブである。

今年度着任し本クラブを引き継いだため、この少年柔道教室の継続の在り方について、NPO法人化の課題等を含め検討することとした。

##### (1)スポーツクラブの構想と組織づくり

高等学校の施設を活用しての柔道教室であることから、学校の利点や魅力が発信でき、それを地域の子どもたちが生活の中で特別な意識をすることなく受け止めることができる学校発信型のスポーツクラブの構



想を考えることにした。

まず、本校の学校管理職と「少年柔道教室」の運営とスポーツNPO法人への構想について話をしたところ、学校を提供するにあたっての問題やその解決に向けての取り組みが継続中であるなどのことから、「前例どおりの枠を越えないこと」ということで構想は足踏み状態の中でスタートした。

次に、教室の子どもたちや保護者に話をしたところ、「法人化すると確かに剣道や空手もやれたり、会員も増えたりするかもしれないが、当面は学校側が言うように柔道一筋で行きましょう。」との声が多くあった。ただ、活動方法等については、さらに充実させることで、NPO 法人への道も早くなるのではないかということであった。

このような中、子どもたちから小学校を卒業したら、同時に柔道も卒業ということはせず「中学校へ進学しても柔道教室に参加します。また、友人を誘って参加させます。」との返答があった。

さらに、保護者からも「私達も柔道をやりたいので、参加を認めて下さい。また、知り合いの柔道経験者を誘って、学習活動のリーダーになってもらうのはどうか」との申し出などがあったことから、希望する付き添いの保護者にも正式に柔道を教えることになった。また、保護者からの、応援・支援などの活動を中心としたスポーツボランティア的なことがしたいという申し出を受け、協力をお願いすることになった。以下はその活動例である。

柔道衣は着ないが準備運動や整理運動には参加し、子どもたちの動きを助ける。  
保護者（見学者）として、危険な行為やさぼっている子に注意する。  
活動記録をつける。  
会費を集めたり、収支を整理する。  
子ども達や保護者の意見をとりまとめて指導者と交渉する。

この結果、本教室は今まで役割分担を日常的・組織的に行うことはなかったが、前述の活動が徐々に行われる中で組織づくりの核のようなものができあがってきた。

実際、組織化の動きの中で、子どもも変化し始めた。例えば、この組織づくりの一番大切な「目標の設定」に係わることを含め、色帯検定に至ったことが上げられる。それは少年柔道教室において、他の柔道教室と合同練習のため、出向いた際、保護者の方に「合同練習のレポート」を提出してもらったことから、保護者の「少年柔道教室の在り方に」ついて問題意識が芽生えてきたことにある。

指導者に向けて、「先生もっと厳しく指導してやってください。」「基礎体力をつけるトレーニングをさせてください。」「うちのチームは効果のない大外刈だけしかできない、もっと効果のある技を教えてやってください。」と進言する一方で、練習中にも「○○君、先生のいうことを聞け！」「○○さん元気出して！」と叱咤激励がとぶなど、緊張した練習ができるようになってきた。また、子どもたちの大会での活躍を小学校の先生方が耳にされ、3名の小学校の先生が柔道教室を体験されに來られたり、2名の外国人が柔道教室への参加の意思を表明されるなど、活気づいてくるようになった。

子どもたちの中からも、他の道場の子どもたちが色帯をしていることから、「『色帯検定（表参照）』をして欲しい」という申し出があり、次のような到達目標を示し、実施期日を決定して、「全員合格」を目標に練習に励むようになった。

このように柔道教室の保護者の組織化に向けた動きは、教室の子どもたちや周りの者にも伝わり、子どもは能力に応じた具体的な目標により、一人ひとりが全体の行動の中で、自分の学習課題を設定しはじめて、一つ一つの活動を大切にできるようになって

きた。以下はその例である。

出席率が 100 % になる。

いつも柔道衣を親や先生に甘えて着せてもらっていた子が、自分で努力するようになる。

それまでに嫌がって、受け身や技の基本動作などをいい加減に済ませていた子が辛そうな顔をしながらも、まじめに取り組むようになり、先生に確認をしに來たり、友達

に「見ててよ」と言ってアドバイスを求めるようになる。

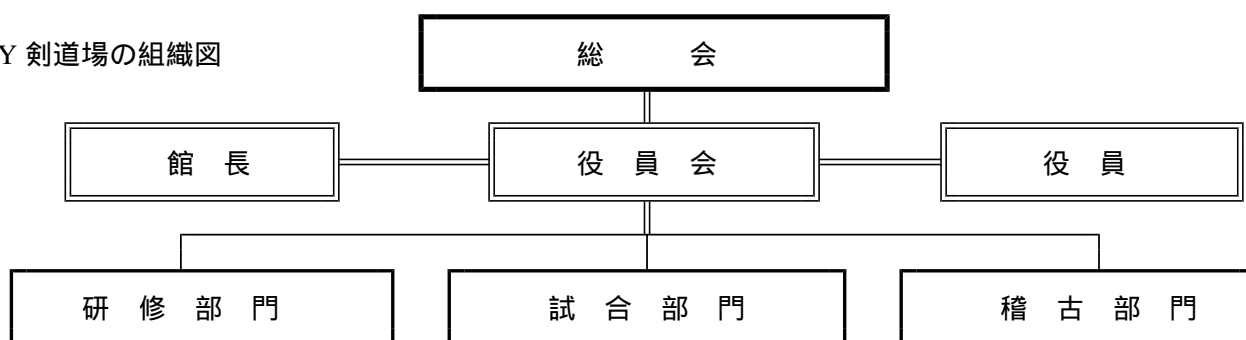
固め技から逃れられなかった子が「もっと時間が欲しい」と言って悔しがる。

練習後は、黙っていても全員で楽しそうに道場の掃除をして、大きな声で挨拶をして帰っていく。

### < 色帯検定表 >

級	帯の色	こころ	受け身	投げ技	固め技	
1級	茶	先頭になって活動し敬語で話せる	受け身を教えることができる	背負い投げができる	固め技をのがれることができる	6年生
2級	むらさき	掃除をすすんですることができる	うしろ受け身、横受け身、前まわり受け身、前受け身が正しくできる	腰技ができる	四方固ができる	5年生
3級	みどり	試合の礼法を正しくできる	前まわり受け身ができる	大外刈ができる	けさ固ができる	4年生
4級	オレンジ	元気よくあいさつと運動ができる	うしろ受け身と横受け身ができる	足技ができる	エビ、逆エビの動作ができる	3年生
5級	き	柔道着を正しく着ることができる	あしを開いて、前転と後転ができる	投げられて受け身をとることができる	わきじめ、あしこうさの動作ができる	2年生
入門	しろ	休まず参加できる	前転ができる	姿勢正しく組むことができる	あしまわしとあしげりができる	

### Y 剣道場の組織図



今後の組織づくりについて、例えば、現在、本教室は保護者を代表する役員や試合を中心とした役割分担などが設定されていないことから、上記のような Y 剣道場（四日市市内で約 50 年の歴史をもつ道場）の組織を参にして取り組んで行こうと考えている。

この剣道場は、役割分担を 3 つの部門に

分け組織している。

研修部門では保護者向け剣道のルールやケガ等の研修会の企画運営、納会（餅つき等）の企画運営、大会と杯の審判控え室係を担当している。試合部門では試合予告・結果の広報や当日の場所取り、タスキ・コート世話係、荷物係、弁当係、ベンチ世話係、及び錬成大会と杯の審判

補助（計時フエ、記録、呼出、コート入れ）などを行っている。稽古部門では、8月下旬の合宿の準備と当日の補助、級位審査会の受験受付と会場場所取り、並びに普段の稽古の子どもの世話係と記録係、及び道場の日常の美化、年末の大掃除等を行っている。基本的には全保護者で協力し合い、各部門が調整部署となって分担し合っている。

これらを参考にして、本教室の組織化に向け、特に「試合」に係る役割分担を強化したいと考える。また、Y 剣道場の組織の特徴である「研修部門」については、とても参考になると思われるので、保護者と相談の上、取り組んでいきたいと考える。

## （2）発展させるための残された課題

本年度、1年間にも充たない期間における構想と実践から『学校発信型』の可能性を探求したが、やや学校教育的な地域スポーツクラブの様相を呈した観も否めない。しかし、保護者や子どもたちの一生懸命さが形になって表れ、組織づくりの核ができあがったことは確かである。また、指導者やスタッフを充実させ、学校発信型のスポーツNPOとなるような組織を保護者と共につくっていく覚悟である。

## 考察

### 1 ささえるスポーツ『スポーツボランティア』

「少年柔道教室」の保護者が行っていたような「スポーツボランティア」について、文部省（1997年）は、スポーツにおけるボランティア活動に関する調査研究会の中で、次のように定義している。

#### 【スポーツボランティアとは】

地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において報酬（交通費など以外の）を目的としないで、クラブ、団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会において、専門能力や時間を進んで提供し、大会の運営を支える人のこと。

この調査研究会に関わった山口泰雄は、これまでの「するスポーツ」「見るスポーツ」に加え、スポーツボランティアが盛んになると予測されることから「ささえるスポーツ」が新たに加わり、新しいスポーツシーンが作り出されるだろうと訴えている<sup>8)</sup>。また、この「ささえるスポーツ」について、水上博司はスポーツボランティア（支える人）の集団同士が協力しあうと、総合型地域スポーツクラブの組織づくりのきっかけになると述べている<sup>9)</sup>。

これらのことから、前出の少年柔道教室にもあったように「ささえるスポーツ」の展開や、「支える人」たちの組織化が総合型地域スポーツクラブづくりの可能性を大きくしていると考えられた。

## 2 地域スポーツと生活の中での連携

「あのうスポーツクラブ」のような地域全体を対象とした地域スポーツクラブは、今後、増えていくものと考えられる。また、スポーツクラブの企画などの当初段階から、地域の生活者の意見や考え、思いが反映できるよう、例えば関係者として町内の小中学校の体育担当教諭5名、各学校区担当住民15名、行政職員数名（教育委員会事務局）が参画することや、住民アンケートの実施や分析、あるいは町独自のスポーツ振興計画の策定作業、さらには3年以上の期間をかけて取り組んできたという「連携の経緯」が認められたことなどから、水上の言うスポーツクラブの設立条件が検証できた。

このような住民参加によるスポーツクラブの設立に向けての取り組みは、今後、日本においても発展すると考える。例えば、土屋潤二はオランダのスポーツ事情のレポートで次のような内容を指摘している<sup>10)</sup>。

単一クラブ内での多様なスポーツリーグの展開が多種目で見られる。（クラブ内でリーグ戦ができるほどのチームが存在する）  
自分なりの参加の仕方クラブを支えるという考えが浸透する。

- ・70 才になっても線審などでの参加
- ・スポーツ理学療法士など職業を活かしての参加
- ・催し物やパーティーへの家族での参加
- ・トレーニングやリハビリテーションのボランティアとしての参加
- ・スポンサーシップとしての参加（店名入りのユニホームの提供、クラブ内での店名の看板設置、クラブ内の軽食やビールを買って売りに貢献、クラブを利用しなくなっても安い年会費を寄付として払い続ける）

ここで見られるように、これからの地域スポーツクラブは、自分たちの手で作り上げていこうという意識の中で、自分の生活の一部としての形を作っていくことにある。それは「スポーツクラブも生きるけれども、自分も生きる」「みんなも楽しむけど、自分も楽しむ」というような社会貢献の精神を基盤としていると考える。

### 今後の課題

今後、スポーツ NPO が増え、地域スポーツが盛んになって、より身近な「生活スポーツ」のような形が展開されるだろう。それは多様化する国民のニーズに応え、一人の一生涯という長い期間に柔軟に対応する社会形成を意味していくと考える。

この「一人の一生涯に対応」という縦断的な形での支援に、地域スポーツは挑戦しようとしている。しかし、NPO 法の趣旨に沿う活動であるかどうかの判断は、これもまた地域住民の手にゆだねられていることから、連携に対してその根拠や背景など、第三者機関や自己評価、あるいは内部監査や外部審査がそれぞれ必要になってくると考える。

## 注釈

- 1) 内閣府 NPO ホームページ  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/>
- 2) 三重県生活部 NPO チーム Web  
<http://www1.mienpo.net/>
- 3) 石川県 NPO 活動支援センター  
<http://www.ishikawa-npo.jp/index2.html>
- 4) スポーツに関わる事業を行う NPO 団体一覧：2003 年 12 月 1 日現在調の申請・認証数で都道府県別にあげられたリストは、Web サイト上でクラブネッツが調査。NPO 法人クラブネッツとは、総合型地域スポーツクラブの設立を目指すオーガナイザー・コーディネータの集まりです。オーガナイザーは、健康や運動・スポーツについての正しい知識をもっていることはもちろん、総合型地域スポーツクラブづくりのスペシャリストであると同時に、これからの地域社会に再生の活力を注ぎ込む担い手でもあります。（クラブネッツの HP より抜粋）
- 5) 第 4 回 広げよう！総合型地域スポーツクラブのつくり方 間野義之 仲伏達也（株）三菱総合研究所（財）日本体育協会発行「指導者のためのスポーツジャーナル」1998 年 12 月号
- 6) 第 1 回 広げよう！総合型地域スポーツクラブのつくり方 水上博司 三重大学（財）日本体育協会発行「指導者のためのスポーツジャーナル」1998 年 8 月号
- 7) 三重県教育委員会事務局スポーツ振興チーム HP 行政情報 2002.4.1 「総合型地域スポーツクラブ」
- 8) 「世界と日本のスポーツボランティアの動向」 神戸大学発達科学部教授 山口泰雄 氏
- 9) 水上博司「総合型地域スポーツクラブの課題とマネジメントの視点」、(財)日本体育協会『指導者のためのスポーツジャーナル』2000、7月号、pp16-19
- 10) 第 16 回「広げよう！総合型地域スポーツクラブのつくり方」オランダ発 誰もが携わる クラブ運営とクラブライフ～達成感と複合種目型スポーツクラブ～土屋 潤二 / 国際理学療法アカデミー「Thim van der Laan (ティム・ファン・デア・ラン)」「指導者のためのスポーツジャーナル」

### 研究同人

- 田坂 稔（嬉野町立豊田小学校）  
伊藤 三洋（三重県立桑名北高等学校）  
石谷 幸久（三重県教育委員会事務局研修分野）